

深浦町創業支援事業補助金交付要綱

令和4年5月27日告示第136号

(趣旨)

第1条 深浦町は、地域産業の振興及び地域経済の活性化を図るため、新たに創業を目指す者に対して、予算の範囲内において、深浦町創業支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、深浦町補助金等の交付に関する規則（平成17年深浦町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者 事業を営む中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者をいう。）をいう。

(2) 事業所 事業の用に供するために直接必要な土地、建物及びその付属施設をいう。

(3) 創業 新たな事業の開始であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により、新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始する場合

ウ 事業者が現在の事業を継続して操業しつつ、新たな分野で事業を開始する場合

エ 町外に事業所を有し事業を営んでいる事業者が新たに町内に事業所を設置し、事業を開始する場合

(4) 創業の日 個人事業主にあつては開業の日、法人にあつては法人設立の日、新事業及び町内事業所設置にあつては当該事業開始の日をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 町税等に滞納がないこと。
- (2) 当町に店舗又は事業所を設置しようとしている者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象者としてしない。

- (1) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に定める営業を行う者
- (3) 深浦町暴力団排除条例（平成23年12月14日条例第18号）に違反する者
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的とした事業を営む者
- (5) 公序良俗に反する事業を営む者
- (6) 営業開始日から3年間同じ営業形態で営業をできない者
(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、町内で創業し、かつ3年以上継続して営業することが見込まれる事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は町の事業者認定後に着手する事業で、事業認定日から起算して12か月を経過する日まで係る経費とし、別表のとおりとする。ただし、国、県その他の機関等から補助金等がある場合は、その補助金等を控除して算出した額を補助対象経費とする。

2 次に掲げる経費については、補助対象経費としない。

- (1) 通常発生する経費（光熱水費、使用料、保守料等）への補填であるもの
- (2) 消耗品の購入費
- (3) 消費税
- (4) 汎用品（パソコン、スマートフォン等）の購入品

(5) 補助対象事業に直接的に寄与すると認められないもの

(6) 本補助金の趣旨に反するもの、又は、社会通念上不適切と認められる経費
(事業の認定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ深浦町創業支援事業事業者認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出して事業者認定を受けなければならない。

(1) 申請者に係る町民税の納税証明書

(2) その他、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定により事業者認定したときは、深浦町創業支援事業事業者認定書(様式第2号)により、事業者認定しなかったときは、その旨を記載した書面により通知するものとする。

3 町長は、認定事業者が第3条第2項のいずれかに該当すると認めたときは、事業者認定を取り消すことができる。

(営業開始届)

第7条 前条の規定により事業者認定を受けた者は、事業者認定を受けた日から12か月以内に営業を開始することとし、営業を開始した時は、遅滞なく町へ営業開始届(様式第3号)に次の書類を添付のうえ、提出しなければならない。

(1) 法人の場合は、定款又は登記事項証明書の写し

(2) 個人事業主の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し

(補助金額等)

第8条 補助金の額は、補助対象経費に4分の3を乗じた金額とし、補助限度額は150万円とする。

2 前項の規定により算出された補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切捨てる。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付申請は、事業者認定後12か月を経過した後、深浦町創業支援事

業補助金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書又は支払を証明する書類の写し
- (2) 補助対象事業の実施状況を示す写真等
- (3) 事業に関連する各種営業許可証の写し
- (4) 国、県その他の機関等から補助金等がある場合は、補助金交付申請書及び当該機関からの補助金交付決定通知書の写し
- (5) その他町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、深浦町創業支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、交付決定しなかったときは、その旨を記載した書面により通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第10条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件とみなすものとする。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分の変更又は事業内容の変更をする場合においては、深浦町創業支援事業補助金変更承認申請書（様式第6号）を町長に提出し、町長の承認を受けることとする。ただし、軽微な変更である場合にあってはこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、深浦町創業支援事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を町長に提出し、町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業実施に係る経費のうち、補助対象経費を除く全ての経費は補助対象者が負担するものとする。
- (4) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。

2 町長は、前項の規定により、補助事業等に要する経費の配分若しくは事業内容の変更をする場合又は補助事業と中止若しくは廃止を承認した時ときは、深浦町創業支援事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助金の交付の決定を受けた事業者は、深浦町創業支援事業実績報告書（様式第9号）を速やかに町長に提出しなければならない。

（補助金の請求）

第12条 補助金の請求は、規則第12条の規定による補助金額の確定通知を受けた後に、深浦町創業支援事業補助金交付請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 補助金は、第11条に規定する実績報告書及び前条に規定する補助金交付請求書の提出後に交付する。

（補助金の返還）

第14条 町長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当したと認めるときは、事業者既に支給した金額の全額又は一部の返還を求めることができる。ただし、やむを得ないと認める事情があるときはこの限りではない。

（1） 虚偽又は不正の申請により支給を受けたとき 全額返還

（2） 開業後3年を経過しないうちに営業を中止、閉店、移転又は営業形態を変更した時 一部返還

（帳簿及び関係書類の整理・保管）

第15条 交付を受けた事業者は、収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費

経費区分	内 容
1 広告宣伝費	宣伝広告に要する経費
2 印刷製本費	チラシ、パンフレット、カタログ等の制作に要する経費
3 委託費	デザイン、Webページ作成等外部に委託する経費
4 備品購入費	事業運営に必要な設備、機械器具、什器備品等に要する経費
5 工事請負費	事業運営に必要な店舗・施設の改装・改修工事に要する経費 (内・外装工事、給排水工事、空調工事、電気工事等)
6 その他	上記以外で町長が特に必要と定める経費